

経済的理由によって就学困難な者に対して就学援助を行う事務であって規則に定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	神河町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	経済的理由によって就学困難な者に対して就学援助を行う事務であって規則に定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年神河町条例第41号)別表第1第7の項 経済的理由によって就学困難な者に対して就学援助を行う事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条	神河町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成29年教育委員会要綱第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の（生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における（教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって（教育の機会均等に寄与）することを目的とする。	この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる（児童及び生徒の保護者）に対して行う（就学援助）に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		神河町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成29年教育委員会要綱第2号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	神河町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成29年教育委員会要綱第2号)第5条及び6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して行う就学援助の審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号イ	神河町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成29年教育委員会要綱第2号)第3条、第5条及び第6条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ロ	神河町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成29年教育委員会要綱第2号)第3条及び第5条様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2026年02月20日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年09月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	